令和８年度　南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド

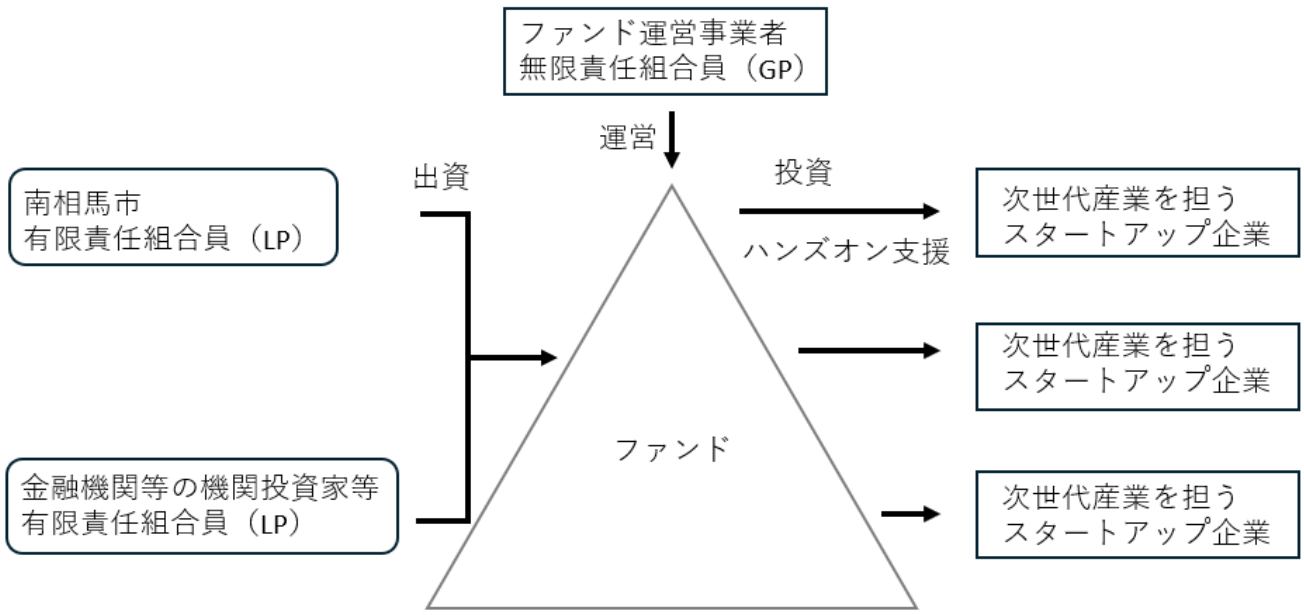
無限責任組合員　募集要項

第１　本事業の目的

南相馬市（以下「市」という。）は、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興、そして更なる発展を目指して、国が定めた福島イノベーション・コースト構想に基づき、ロボット・ドローンや航空宇宙などイノベ重点分野を中心とした次世代産業を担うスタートアップ企業の呼込みと育成に注力するなど、「新規産業の創出」の実現に向けて取組みを進めているが、そのためにはビジネスとして黎明期であるスタートアップ企業の資金調達に対する新たな支援策が必要となっている。

そこで市は、新たにファンド運営事業者を募集し、設立されたファンドからの出資を通じて、次世代産業を担うスタートアップ企業を資金調達の面から支援し、従来の市の支援策とも掛け合わせることで、スタートアップ企業の更なる呼び込みと成長支援につなげ、市が長年推進してきた「ロボット・ドローンや航空宇宙をはじめとしたイノベ重点分野を中心とした次世代産業の集積と新たな産業基盤の確立」を目指す。

【ファンドスキームのイメージ】



※ 募集対象は、上記図の市が LP 出資するファンドを組成・運営する無限責任組合員（GP）である。

※ 詳細は、別紙要件を参照のこと。なお、上記図はイメージを示したものであり、ファンドスキームを上記図に限定するものではない。

第２　無限責任組合員等の役割

1　イノベ重点分野を中心とした次世代産業を担うスタートアップ企業への出資による資金調達支援

2　出資先企業へのハンズオン支援

3　出資先企業による地域還元に関する取り組みや実績等についてのレポートの作成と報告

第３　応募資格

1　応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等

(1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、応募者自らが無限責任組合員又は無限責任組合員と応募者が一体となってファンド運営を行う運営事業者となり、本要項を満たすファンドを組成し運用を行うことのできる者。

　なお、市は適格機関投資家ではないことから、応募にあたり応募者は、市が有限責任組合員として出資するファンドの組成・運用に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業等（適格機関投資家等特例業務の届出を含む））を備える必要があることに留意すること。

(2) スタートアップ企業を支援するファンドの運営事業者として経験と実績を有するもの。なお、運営事業者の設立から十分な期間が経過していないなど、ファンド運用の実績が示せない場合は、マネージャー等が有する前職での実績を提示することで差し支えない。

(3) 「令和８年度 南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド 無限責任組合員募集における主な要件」（別紙3）を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運用している、若しくは運用する予定であるもの。

(4) 令和７・８年度南相馬市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録してある者においては、南相馬市参加資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成１８年南相馬市告示４号。以下「指名停止に関する要綱」という。）に定める指名停止要件に該当しないものであること。

(5) 名簿に登録していない者においては、入札参加資格者の申請期間中に入札参加資格申請の受付を行ったものであること。

2　以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

(1) 一般競争入札の参加者の資格（地方自治法施行令第 167 条の 4※）に規定された各号の要件に該当するもの

(2) 募集開始後に、指名停止に関する要綱に基づく指名停止措置又は指名回避措置を受けているもの

(3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの

(5) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの

(6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

(7) 応募者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法を行うなど、市が出資契約を締結する対象として社会通念上適切でないと判断されるもの

※地方自治法施行令【抜粋】

第167条の4　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1)　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第４　審査・選定

1　審査・選定方法

(1) 提出書類に基づく書類審査及び選定委員会での審査

審査では、これまでのファンド運営の実績及びファンド設立に向けた進捗状況、本事業の目的との整合性等について提出された書類に基づいた審査及び選定委員会における提案内容についてのプレゼンテーションと質疑による審査を行う。

(2) 候補者選定と結果通知

審査の結果を踏まえ、無限責任組合員候補者を選定する。採択の可否については、書面にて通知する。

2　注意事項

(1) プレゼンテーション審査の詳細日程は、後段の「第５　募集スケジュール」を確認のこと。

(2) プレゼンテーション審査は、ファンド設立趣意書を基に行うものとする。

(3) 募集期間経過後の追加資料提出は原則として認めない。ただし、市が必要と認め追加で要求する資料についてはこの限りではない。

(4) 応募書類において匿名化又はマスキングされた情報について、市又は選定委員会が審査上必要と認める場合は、プレゼンテーション審査等において、口頭による説明又は閲覧に限った資料の提示等による補足を求めることができるものとする。

(5) 審査結果に関する問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じない。

第５　募集スケジュール

1　募集期間

令和８年１１月４日（水）から１２月２日（水）午後３時まで

2　入札参加資格の申請期間　※名簿未登録事業者のみ

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１７日（火）午後５時まで

3　質問受付期間

令和８年１１月４日（水）から１１月１７日（火）午後５時まで
募集要項等の内容等について、上記の期間内で質問を受け付ける。

(1) 質問方法

・質問を文章にて（様式自由）E-mail により送付すること
・E-mail（送付先）：syokorosei@city.minamisoma.lg.jp

・口頭による質問は受け付けない
・メールの件名を「【南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド】（応募事業者名）・質問」とすること
・メール本文中に、回答の送付先（質問者の法人等名称・担当部署・担当者氏名・E-mail アドレス）を記載すること（記載がない場合、回答を送付しない場合がある）

(2) 回答方法

質問者に対して、E-mail にて回答を送付する。なお、市が必要と判断した場合には、質問者全員に E-mail にて質問及び回答を送付する。

(3) 回答日

令和８年１１月２０日（金）までに回答を行う。

4　書類提出受付期間

令和８年１１月４日（水）から１２月２日（水）午後３時まで

(1) 提出方法

受付期間内に下記の E-mail アドレス宛に電子メールで提出書類のデータ一式を送付すること。なお、メールの件名を「【南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド】（応募事業者名）・書類提出」とすること。メールに添付するデータ容量が大きくなる場合はメールを分割して送付すること。最大データ容量は８M程度とする。
また、郵送での書類提出が必要な場合は、受付期間内必着で下記宛先に送付すること。
（注意：持参、FAX での提出は受け付けない。）

(2) 提出先及び問合せ先

南相馬市 商工観光部 商工労政課　ファンド担当
〒９７５－８６８６　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地
電　話：０２４４－２４－５３３５
E-mail：syokorosei@city.minamisoma.lg.jp

5　プレゼンテーション審査日程

令和８年１２月１８日（金）（予定）
詳細の時間は参加者に対して別途通知を行う。また、市の都合により日程が変更となる場合も同様に参加者に対して別途通知を行う。

6　審査結果通知

令和８年１２月２１日（月）まで（予定）

第６　提出書類

下記所定の書類を提出すること。

1　参加申込書（別紙１参照）・・・1 部

2　ファンド設立趣意書（作成においては、別紙２を参照のこと）・・・１部

3　法人の履歴事項全部証明書（写し・最新の会社情報を反映したもの）・・・１部

4　令和７・８年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票の写し・・・１部
※「4」について、本公募への応募のために新たに入札参加資格申請を行う場合は、「第９　入札参加資格申請受付に関する事項について」を確認の上、必要な手続きを行うこと。
※「4」について、本公募への書類提出受付期間に間に合わない場合は、事前に「第５　4　(2) 提出先及び問合せ先」まで電話にて連絡すること。

5　その他市が必要と認めた書類

≪応募書類における機密情報の取扱い≫

応募書類の作成に当たり、投資先企業、出資者、投資先候補企業その他の第三者に関する情報について、守秘義務等により具体的な名称等の記載が困難な場合は、応募者の判断により、当該情報を匿名化又はマスキングして記載することができる。

ただし、匿名化等を行う場合においても、審査に必要な情報については、可能な範囲で具体的に記載するものとする。

第７　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

1　参加資格要件を満たしていない場合

2　提出書類に虚偽の記載があった場合

3　本要項等に示した、諸条件に適合しない書類の提出があった場合

4　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

5　選定委員に対して、直接、間接問わず故意に接触した場合

6　前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

第８　注意事項

1　市から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は指定された期日までにその対応を行うこと。

2　審査プロセスにおいて市が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行わない。

3　市は必要に応じて金融分野に精通した外部専門家及びその他必要な者を選定委員に加えることができる。

4　市は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等をすることができるものとする。また、市は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

第９　入札参加資格申請受付に関する事項について

令和７・８年度南相馬市入札参加有資格者名簿に登録していない者が本公募に参加するために、入札参加資格審査申請を行う方法については次のとおり。

1　入札参加資格申請に必要な書類及び申請方法

・申請においては、「申請の手引き」を確認の上、申請書類を「5　入札参加資格申請の担当課及び問合せ先」まで、郵送で提出のこと。
・「申請書」及び「申請の手引き」は、市ホームページよりダウンロードのこと。

2　入札参加資格申請受付期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１７日（火）まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く

3　入札参加資格申請受付時間

午前９時から午後５時まで
※正午から午後１時を除く

4　入札参加資格申請に関する留意点

(1)　申請の際には、「官民連携次世代産業育成ファンド事業に関する公募」に関する申請書提出である旨を明記すること。

(2)　本公募に係る入札参加資格申請については、市外事業者も「2　入札参加資格申請受付期間」に限り受け付けます。

(3)　実績については、申請書提出日を基準日として作成してください。

5　入札参加資格申請の担当課及び問合せ先

南相馬市 総務部　財政課　契約係
〒９７５－８６８６　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地（本庁舎３階）
電　話：０２４４－２４－５２２５
ＦＡＸ：０２４４－２４－５２１４

第１０　ファンド出資までの全体スケジュール（予定）

令和８年１１月　　公募

令和８年１２月　　審査及び無限責任組合員候補者選定

令和９年２月　　ファンド契約の締結

令和９年３月　　市によるファンドへの出資

別紙１　参加申込書

令和　年　月　日

参　加　申　込　書

南相馬市長　宛

会社名

代表者名　　印

当社は、「令和８年度 南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド無限責任組合員募集」において、「令和８年度 南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド 無限責任組合員募集要項」（別紙を含みます。）に記載の全ての事項（「令和８年度 南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド 無限責任組合員募集における主な要件」（募集要項別紙3）に記載の要件を含みます。）を承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。

記

1　設立するファンドの組合員構成（以下のいずれかに〇を付けてください）

(1) GP（1者）、LP（市のみ）

(2) GP（1者）、LP（市及び適格機関投資家）

(3) その他

2　GPの登録ライセンス（以下、該当する項目に〇をつけてください）

(1) 第二種金融商品取引業

(2) 投資運用業

(3) 該当なし

3　想定出資約束金額総額内訳（※有限責任組合員は市を除く）　（単位：億円）

組合員区分	組合員名	出資予定額	出資確定額
無限責任組合員			
有限責任組合員			
合　計			

※組合員名の記載については、募集要項「第６　提出書類」に定める機密情報の取扱いによることができる。

4　本事業の担当者

氏名	所属	電話番号	メールアドレス

5　添付書類（電子ファイル又は郵送）

(1) 参加申込書・・・1 部

(2) ファンド設立趣意書（募集要項別紙 2 参照）・・・1 部

(3) 法人の履歴事項全部証明書（写し・最新の会社情報を反映したもの）・・・1 部

(4) 令和７・８年度南相馬市入札参加資格審査申請書受理票の写し・・・1 部

(5) その他市が必要と認めた書類

別紙２　ファンド設立趣意書への主な記載内容

＜南相馬市官民連携次世代産業育成ファンド＞

以下の 1～4 の項目についてまとめた電子データを設立趣意書として提出すること。電子データのフォーマットは問わない（PowerPoint、PDF、Word 等）。なおプレゼンテーション審査は提出された設立趣意書にて行う。

※記載内容に機密情報が含まれる場合の取扱いについては、募集要項「第６　提出書類」によるものとする。

１　運営会社の状況

（1）会社の業歴

（2）経営者・役員の履歴

（3）会社の強み、競争優位性

（4）組織体制

（5）過去 3 期の決算状況（売上・利益・自己資本 等）と今期の収支見込み

（6）過去 3 期の事業セグメント別の売上と利益の状況、今後の見通し

２　提案ファンドの詳細

（1）基本概要

① 概要（ファンド名称、ビークル形態、スキーム 等）

② ファンド規模（コミットメント想定額、想定最少額～最大額）※市出資想定分除く

③ LP 構成の状況（候補者の有無、候補者名、出資予定額、出資確度 等）

④ 投資内容（投資テーマ、投資対象 等）

⑤ 期間（存続期間、投資期間）

（2）投資体制

① 投資委員会メンバー（議決権を持つ者）について（略歴、在籍年数、ファンドへのコミットメント額）

② マネージャー、各投資担当者・他メンバーについて（略歴、在籍年数、投資実績、総就労時間に対する本事業へ従事する時間の割合）

③ チームの強み（競争優位性 等）

④ 体制安定化のための手法（メンバーのターンオーバー 等）

(3) 管理・レポーティング体制

① ミドル・バック各担当者について（略歴、専門分野 等）
※外部委託している場合は委託先の体制を含む

② コンプライアンス監視体制（内部体制、外部顧問弁護士との契約の有無等）

(4) 投資プロセス

① 投資戦略

② ソーシング・案件のスクリーニングの手法

③ ハンズオン支援の手法

④ 投資先のモニタリング手法

⑤ Exit 戦略

(5) 政策的意義

① 本事業が実施されることで、市が目指す「イノベ重点分野を中心とした次世代産業の集積と新たな産業基盤の確立」にどう寄与できるか

② 本事業において想定する投資先企業

③ 投資テーマの達成度の確認方法

④ 出資先企業による地域還元に関する取り組みや実績等についてのレポート（主な内容、作成体制等）

⑤ ESG 投資への取組み
※なお、ここでの「ESG 投資」とは国際連合が立ち上げた PRI（Principles for Responsible Investment）が目指しているものを指す。

(6) ファンドに係る費用、報酬

① 管理報酬の料率

② その他の費用（設立費用、追加出資に伴う費用 等）

③ キャリード・インタレスト、ハードルレート等の料率、条件

(7) 本事業と他の社内事業（運営会社の関係会社が運営するファンドその他の関係会社の社内事業を含む。）との間における利益相反の発生リスクとその対策

3　市が求める要件への対応

(1) 市が有限責任組合員として出資する際に求められる法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業等（適格機関投資家等特例業務の届出を含む））の整備体制

(2) 市の投資対象等要件への対応（コミット可能な割合）

(3) その他、募集要項に定める諸要件への対応

4　これまでのファンド運営実績（トラックレコード等）

※原則はクローズしたファンドの実績を記載

※運営会社に対象ファンドが無ければ、提案ファンドのマネージャーに付随するものでも可

(1) ファンド内容

① 概要（名称、形式、ファンドサイズ、LP 構成、投資件数 等）
② 投資内容（投資テーマ、投資対象 等）
③ 期間（存続期間、投資期間）

(2) 投資成果

① 投資倍率（ネット/グロス）
② IRR（ネット/グロス）
③ DPI（実現倍率）
※DPI=分配金累計金額/Paid In Capital

(3) ハンズオン支援の具体的内容

別紙３　無限責任組合員募集における主な要件

第１　基本概要

1　市は、次世代産業を担うスタートアップ企業の更なる呼び込みと成長支援を投資目的とし、ファンドの有限責任組合員（LP）として出資する。

2　市の出資するファンドは、新規に設立するファンドもしくは既に設立されたファンド、又は既存ファンドと共同投資を行う目的で新規に設立するパラレルファンドを基本とする。

3　ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づく投資事業有限責任組合とする。

4　無限責任組合員は、ファンドを設立するに当たって、市が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業等（適格機関投資家等特例業務の届出を含む））を備えているものとする。（なお、市は適格機関投資家ではない点に留意すること。）

5　無限責任組合員は、出資先企業による地域還元に関する取り組みや実績等についてのレポートを作成し、年１回程度報告することとする。

第２　市の出資額

市の出資額は、50,000 千円とする。

第３　投資対象

ファンドは、市の出資額以上の額を市内に本店を有する又は有する予定のある事業者３社以上に投資することを目標とする。当該投資の投資領域は、イノベ重点分野を中心とした次世代産業とする。上記以外の投資については、ファンドの投資方針に従うものとする。

ただし、市内における施設の立地を伴う事業については、地域との共生を重視する市の方針を踏まえ、市及び地域との合意形成が図られることを前提とする。

また、「市内に本店を有する又は有する予定」に該当するかについては、当該投資先事業者への初回投資の時点において判断するが、「有する予定」の事業者については、その予定の時期について確認し、投資決定以前に市と情報共有を図るものとする。なお、当該情報共有は、無限責任組合員の投資判断の独立性を妨げるものではない。

第４　出資金の払込方法・管理方法・分配方法

1　出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。

2　市の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。

3　無限責任組合員は、市がファンド出資に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。

4　「一括払い」方式によって払い込まれた市の出資金については、「組合口座」とは別に「南相馬市専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。なお、当該プール口座の管理に係る詳細は、投資事業有限責任組合契約等において定めるものとする。

5　「南相馬市専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を四半期ベースで市に報告すること。

6　投資事業有限責任組合契約に定める事由により、有限責任組合員に対して既に分配した組合財産の返還が必要となる可能性がある場合には、無限責任組合員は、市に対する事後的な返還請求が生じることを可能な限り回避するため、必要な措置を講ずること。

また、無限責任組合員は、有限責任組合員に対して既に分配した組合財産の返還が必要となる場合に備えて、市へ分配されるべき財産のうち必要かつ合理的な範囲について、リザーブ口座若しくはエスクロー口座への留保又はその他の適切な方法をとることとし、具体的な方法については、市との協議の上、定めるものとする。

第５　市の関与

1　市は、年２回以上、投資先企業の経営状況やファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。

2　市は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

第６　報告義務

1　無限責任組合員は、出資先企業による地域還元に関する取り組みや実績等についてのレポートを作成の上、報告するものとする（詳細は、上記「第１ 基本概要」第５項を参照）。

2　無限責任組合員は、市に対して運用報告会を年２回以上実施する。

第７　市の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務

無限責任組合員は、市が、投資先企業に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事例等の紹介について、合理的に可能な範囲で協力を行うものとする。（主に上記「第３投資対象」に該当する事業者を想定）

第８　その他

1　無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。

2　無限責任組合員は、市が市の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。

3　無限責任組合員は、市が、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。

4　市に対する組合財産の分配（清算人による分配を含む。）については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。

5　ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、市は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。

6　市から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

7　市による、スタートアップ企業向け支援施策との連携について、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。（上記「第３投資対象」に該当する事業者を想定）

8　無限責任組合員の組織内のみならず、投資先企業等の役職員に対するハラスメント防止に向けた取組を積極的に実施すること。

第９　反社会的勢力への対応

1　無限責任組合員のすべての役職員及びすべての組合員が、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを、表明し、保証すること。

2　上記１の表明保証又は誓約に違反があることが判明した場合には当該ファンドの組合員の除名事由に該当するものとするとともに、当該組合員が損害、損失等の補償義務を負うこと。

3　ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。